

# 補償金制度を改良して維持する必要性について

2007年5月31日

実演家著作隣接権センター・CPRA運営委員 椎名和夫



### 私的録音録画が権利者に与える利点との関係について

- 補償金制度の中で一定の自由度が確保されることが、権利者にも、消費者にも、メーカーにも利点をもたらすとの前提で話をしている。
- 権利者は、補償機能が十分にはたっていないことを問題にしており、私的録音録画が権利者に与える利点は、それを補うようなものではない。
- 仮に録音録画を禁止した場合、売上が増えるかどうかは別にして、補償の必要性がなくなることは自明だが、それによって、権利者だけでなく、消費者、メーカー、そして社会や文化全体が、それぞれこの制度からの恩恵を失ってしまうことの不利益の方が大きいのではないか、ということを上申したい。
- 自らの利益だけを主張して、言葉尻や立場の違いの細部をあげつらうようなことではなく、よりよい落としどころを探る努力を重ねなければ、到達点はないのだと思っている。しかしまた、努力しても落としどころが得られない場合には、当然ながら30条1項の廃止を求めるしかない。

### 購入した商品からの私的録音録画について

- タイムシフトやスペースシフトなど、権利者に不利益をもたらさない複製態様があるのではないかとの指摘もあるが、現実には、そうした部分とそうではない部分の境界が常に流動的であって、むしろそうではない部分が相当量混在して行われることが実態であり、私的領域にまで立ち入ってそれを識別できるようなエンフォースメントが技術的にも法的にも存在しないことから、これらを包括して補償する形の制度になる。
- 私的な領域で権利者の権利が制限されていることに由来して生ずる利益については、消費者、メーカーの別を問わず、その利益がある程度権利者に還元されるべきものであり、よって、この部分はただだとか、この部分は有料だとかの話にはならない。

## P-2 「私的複製が権利者に与える不利益」について



- ミニディスクを使った私的録音によりオーディオレコードの生産が影響を受けなかったのは、ミニディスクなどの録音専用の機器、媒体でしかコピーができなかったこの時代には、SCMSという世代制限の保護技術が不十分ながら機能していて、無制限なコピーには一定の技術的な歯止めがあったから。
- ところが2000年前後から、補償金の対象になっていない「パソコン」にCD-R/RWドライブが標準的に装備されるようになり、マルチメディアパソコンなどというたい文句で、私的録音機能を売り物にした商品がメーカーから数多く販売され始める、これらの機器では録音専用機器とは違い、SCMSの機能が一切働かない構造になっていた。
- SCMSは権利者自らが施した保護技術ではないが、少なくとも「専用機器・媒体」という補償金制度上概念される機器・媒体における振る舞いを規定する重要な要素であったにもかかわらず、その歯止めが一方的にはずされてしまった。
- このことにより、パソコンで作成したCDのコピーを使って、また孫コピーを作るという、MD時代には不可能であったことが可能になり、その影響を受けて、1998年にピークを迎えたオーディオレコードの売上が、次第に減少し始める。
- また補償金の対象になっていないパソコンや、それに使用されるメディアを利用した私的録音が行われるようになった結果、補償金の金額も年を追って減少し始めることになり、「利便性の確保と権利補償」のバランスが大きく崩れる形で今日に至っていると考える。
- しかしまた一方でよく言われているように、この売上の減少の中には、携帯やゲームにユーザーの可処分所得がシフトしていったから、という部分も確かにあり、この売上金額の落差のすべてが、私的複製によってもたらされているという話ではない。
- しかしオーディオレコードの売上が減った一方で、実は音楽の需要そのものが細ったわけでもない。これだけ全盛を極めているi-podに収録されているコンテンツの大半は音楽であって、かつi-tunesによって配信されたものよりはCDからリップングされたものが多くを占めており、オーディオレコードを購入することに代替し得る様々な手段が提供され続けてきたことによって、音楽のニーズは依然高いにもかかわらず、オーディオレコード産業が急激に不利益を蒙ったということが明らかなのではないかと考える。
- よってこの落差の中に、「私的複製が権利者に与える不利益の一端を確認することができる」というのが正しい見方であると考えている。

### 諸外国の制度との比較(2004～2005)

	人口(人)	GDP(IFPI統計より算出:円)	人口当りGDP(円)	補償金額(円)*1	人口当たり補償金額(円)	支払義務者*1
日本	127,300,000	554,518,800,000,000	4,356,000	3,602,000,000	28	機器・媒体の購入者
ドイツ	82,400,000	320,667,840,000,000	3,891,600	23,139,000,000	281	製造業者・輸入事業者
フランス	60,400,000	238,393,968,000,000	3,946,920	24,460,000,000	405	製造業者・輸入事業者
スペイン	40,300,000	115,773,840,000,000	2,872,800	9,255,000,000	230	製造業者・輸入事業者
オランダ	16,300,000	68,147,040,000,000	4,180,800	4,226,000,000	259	製造業者・輸入事業者

IFPI発行「THE RECORDING INDUSTRY IN NUMBERS 2005」より引用、

\*1 私的録画補償金管理協会発表資料より引用(日本、スペイン、オランダは2005、ドイツ、フランスは2004)

- GDPにおいても、人口当たりのGDPにおいても、わが国が大きく他を引き離しているにも拘わらず、補償金の負担が最小。
- 支払義務者を機器・媒体の購入者としているのは日本のみであり、他の国々は、機器もしくは媒体の製造業者・輸入事業者としている。
- わが国のメーカーは世界の中でも有力なプレーヤー。日本の権利者にも是非利益を還元していただきたい。
- 経済的な成熟度合いに比べて、あまりにも「コンテンツ」が軽視されているのではないか？

- 我が国と似た制度を持つこれらの国々では、同じ条約を前提に、このようなレベルの補償が行われている事実がある。
- 条約解釈は重要と思うが、ポイントは今後みんなが安心してコンテンツを産み出し、楽しんだりできるような賢明なルールや制度を、どのような合意を以って構築するか？ということではないか。
- 繰り返しになるが、権利者、消費者、メーカーの利害をなんとか調整して、安定的な文化の基盤を整備してゆくことこそが、当小委員会の重要な役割りではないか。
- そのためには、自らの利益だけを主張しては、結論は得られないと考えており、三方一両損的な考え方で譲り合ってこそ、ポジティブな結論が得られるものであると確信している。
- 既に存在しているこの補償金制度という土俵は、三者の間の利害を調整する機能として考えられた非常に有効な制度であると思われ、しっかりとしたインセンティブになり得るよう改良して維持すべきであって、今それを失うことは、文化や社会にも大きな不利益をもたらすものとする。

以上